

# 産業建設常任委員会記録

令和2年12月1日

【開催日】 令和2年12月1日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時55分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	公営競技事務所 長	桶谷一博
公営競技事務所 副所長	安重賢治	公営競技事務所 主任主事	長村知明
公営競技事務所 主任主事	村上良平	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
商工労働課長	村田浩	商工労働課主査 兼商工労働係長	宮本渉
商工労働課小野 田勤労青少年ホ ーム主任	田中洋子	商工労働課企業 立地推進室主任	水野雅弘
農林水産課農林 係長	平健太郎	建設部長	森弘健二
建設部次長兼下 水道課長	井上岳宏	都市計画課長	高橋雅彦

都市計画課課長 補佐	大 和 毅 司	都市計画課管理 緑地係長	森 山 まゆみ
都市計画課都市 整備係長	藤 本 英 樹	下水道課課長補 佐	西 崎 大
下水道課管理係 主事	辻 岡 敏 司	企画部次長兼企 画課長	和 西 禎 行
企画課行政経営 係長	福 田 淑 子		

【事務局出席者】

局 長	尾 山 邦 彦	書 記	光 永 直 樹
-----	---------	-----	---------

【審査事項】

- 1 議案第105号 令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算  
(第1回)について
- 2 議案第133号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定につ  
いて
- 3 議案第134号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定につ  
いて
- 4 議案第135号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について
- 5 議案第136号 江汐公園の指定管理者の指定について
- 6 議案第126号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 7 議案第127号 山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 8 議案第128号 山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 9 議案第114号 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補  
正予算(第3回)について

- 1 0 議案第 1 1 2 号 令和 2 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 回）について
- 1 1 議案第 1 2 4 号 山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 1 2 議案第 1 2 5 号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

午前 9 時 開会

---

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。それでは早速審査に入ります。審査内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。それでは審査番号 1 番、議案第 1 0 5 号令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第 1 0 5 号令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について説明いたします。補正予算書の 5 ページ、6 ページをお開きください。歳入について説明します。2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、3 5 万 9, 0 0 0 円を増額補正し、補正後の額を 2, 2 6 5 万 5, 0 0 0 円とするものです。これは、令和元年度決算が確定したことから繰越金 3 5 万 9, 0 0 0 円を増額補正するものです。次に、歳出について説明します。2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費について、繰越金と同額の 3 5 万 9, 0 0 0 円を増額補正し、補正後の額を 9 4 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。補正予算書 2 ページをお開きください。歳入合計、歳出合計ともに、3 5 万 9, 0 0 0 円の増額補正により、4, 1 4 0 万 4, 0 0 0 円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの質疑を求めます。

これだけやけね。何か気になることでもあれば、駐車場の使用料については、今のコロナの関係で随分と落ち込んでいるということがありましたけども、その辺は状況は変わってないですか。若干でもGOTOで幾らか上がったって話もありますけど。

高橋都市計画課長 それではコロナの影響が大分ありますので、少しだけ説明させていただきます。まず利用台数についてなんですが、コロナの影響が实际的にありました4月以降11月末までの8か月間におきまして、前年度比で利用台数は46%になっております。マイナス54%ということです。それから駐車料金につきましても、同じ前年度比で見ますと、35%、要するにマイナス65%という形になっております。

中村博行委員長 これだけ下がってこの駐車場事業に対する影響というのとはどういふのがありますか。

高橋都市計画課長 駐車場事業については償還が終わった後は、優良会計的な運営をしているところですが、今年度の予算で未舗装分の舗装を2,220万円ほど予算計上しておりましたが、こうした影響も考えて、駐車場の舗装工事については、3月補正で落とす方向で今検討しております。そうしたことで、その予算が内部留保資金として次年度に持ち越しまして、しばらくは安定した経営を目指すためにそういう形で資金運用をしていこうというふうに考えております。

中村博行委員長 ためていくということね。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたので、質疑を打ち切りまして、討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に移ります。それでは議案第105号令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第105号は可決すべ

きものと決しました。続けて審査番号2番、議案第133号小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について、説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第133号小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について説明します。小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者選定委員会の審査結果により指定管理者候補者に選定した嶋田工業株式会社を指定管理者として指定しようとするものです。平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、令和3年3月31日で4期目の期間が終了します。このことから、5期目の指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにて、令和2年10月1日から30日までの間、募集を行ったところ、嶋田工業株式会社1団体から応募がありました。そこで、11月9日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、嶋田工業株式会社を指定管理者候補者に選定することとなりました。指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。続きまして、お配りしました資料について説明いたします。お手元には、指定管理者選定委員会審査集計表、指定管理者審査基準表、指定管理者募集要項、指定管理業務仕様書、企画提案書、指定管理者評価表、指定管理料の算定について、公園位置図の8つの資料をお配りしていますので、それぞれについて説明をします。指定管理者選定委員会審査集計表は、11月9日に開催された選定委員会で審査された結果の集計表です。審査委員会は、山陽小野田市指定管理者選定委員会規定に基づく選定委員で構成され、今回は6名の選定委員により審査されました。6名の内訳は、市から副市長、総務部長、企画部長、建設部長の4名、学識経験者が2名でした。選定委員は、応募者である嶋田工業株式会社の作成した事業計画書とプレゼンテーション及びヒアリングにより指定管理者としてふさわしいかどうかを審査されました。設問は5つのカテゴリーがあり、カテゴリーごとの平均値を求め、それを合計した結果が評点となります。今回の評点は基準点である25点を上回る35.3点となり、協議の結果、嶋田工業株式会社が指定管理者候補者として決定されました。指定管理者募集要項及び指定管理業

務仕様書は、指定管理者の募集の際に応募者に配布されたものです。企画提案書は、応募者である嶋田工業株式会社が提出した事業計画書です。指定管理者評価表は、6月16日に現在の指定管理者である嶋田工業株式会社に令和元年度のモニタリングを行い、企画課協議を行った結果の評価表です。指定管理料の算定については、今回の指定管理料の算定額と前回の指定管理料の算定額を比較したものです。公園位置図は、10か所の都市公園他施設の位置図です。以上で説明を終わります。

中村博行委員長 担当課に資料を早めに配付してくださいというお願いをしておりまして、頂きましたので、委員の皆さんも早めにこの資料のチェックができておったかと思えます。ありがとうございました。それでは、そういった資料を含めて質疑を求めます。

岡山明委員 本会議も出たんですけど、まずは運営期間、開始が平成30年から令和3年までで嶋田工業がやっているんですけど、3年間指定の期間があるんですけど、期間の基準はありますか。

高橋都市計画課長 それでは指定期間の考え方について説明させていただきます。今日御審議いただきます4地区は、小野田南部地区、小野田北部地区、山陽地区、それから江汐公園の4地区ですが、小野田南部地区、小野田北部地区、山陽地区の3地区につきましては、全て3年としております。考え方としましては、通常の維持管理に関する業務が主たる施設ということでの3年といたしました。江汐公園につきましては、指定期間を5年としておりますが、江汐公園という位置づけが広域公園という位置づけがありまして、市外若しくは県外から多くの方に御利用いただく公園ということにしていることと、供用開始の面積が143ヘクタールある大変広大な都市公園で、その中に有料公園施設であります砂入り人工芝のテニスコート、山陽小野田市内で唯一なんです、通常オムニバスコートと言われているテニスコート、それからキャンプ場、それから管理棟講義室と一旦大規模な有料公園施設があり、ある程度長期的な

維持管理を視野に入れられて、設備投資をしていただこうという思いもありまして、5年という長期間にしております。

中村博行委員長 本会議場では質問がストップさせられたっていうのがあるんだよね。ありましたけども、今のでよく分かったと思います。特に産建では3年、5年と両方あるということで、まずそれでは南部地区の内容についての質疑を求めます。

高松秀樹委員 審査で市の職員が4名と学識経験者が2名だということですが、学識経験者はどのような方なんでしょうか。

高橋都市計画課長 小野田商工会議所と山陽商工会議所の方になります。

高松秀樹委員 行政の学識経験者の定義って一体何ですか。

森山都市計画課管理緑地係 学識経験者の定義ですけど、指定管理者マニュアルのほうに定めがありまして、学識経験者とは公平公正な立場で、大所高所から応募団体が公の施設の設置目的を達成でき、経費縮減が図られるかなどを判断できる者というふうに記されております。

中村博行委員長 幅広く考えろっていうことですね。

岡山明委員 確認するんですけど、トイレですよ。テニスコートのトイレを更新されていると思うんですけど。

中村博行委員長 それは江汐公園じゃないですか。

岡山明委員 いや本山テニスコートのところの。

高橋都市計画課長 今言われるのは浜河内緑地のテニスコートの横のトイレだ

と思いますが、約2年前に更新しております。

岡山明委員 前回確認したときに新しくなっているという確認したんですけど、ほかの浜河内の公園にしましても、西部石油の前の公園もありますよね。公園の中にトイレがありますね。そのトイレの管理がどうなっているかを確認したいんですけど。

高橋都市計画課長 浜河内緑地は、大変広い緩衝緑地になっておりまして、4地区に分かれております。理科大側から言いますと、A地区、B地区、C地区、D地区という4地区に分かれているんですが、その中で各地区にトイレが、設立当初はありました。ただ、委員言われるように、例えばD地区、大須恵のほうですかね、あちらのトイレは、実際には封鎖しております。ほかのトイレについては実際には使える状態にあると思います。

岡山明委員 今、4地区あるうちで一つは使えてないという状況ですか。

高橋都市計画課長 理科大とは逆のほうですね、本山岬のほうの安養寺というお寺は御存じですかね。あちらのほうが、D地区という言い方になるんですが、そちらのほうの公園のトイレは閉鎖しております。

岡山明委員 逆に理科大近くのトイレ、あそこに駐車場がありますよね、その近くにたしかトイレがあると思うんですけど、あそこは出入りできんような封鎖されたような形と確認したんですけど、その辺はどうかと思ったんですけど。

高橋都市計画課長 今言われる地区はA地区という位置づけになりますが、広い駐車場がありまして、駐車場のすぐ奥に芝の広場グリーン広場があります。その横にトイレがありますが、そこは使えます。委員言われるトイレはその駐車場から理科大寄りに寄った県道の歩道橋が新しくした

ところの近くのトイレだと思いますが、確かにおっしゃられるとおり、閉めていたかと思います。

岡山明委員 トイレに関しての整備も一緒に報告書に載っているんですけど、トイレが使えていないっていう現状があって、その辺はどう考えられているか聞きたいんですけど。

高橋都市計画課長 今言われた閉鎖しているトイレにつきましては、もう何年も前から閉鎖しております。今回の算定に当たっては閉鎖していますので、トイレの清掃ですとかそういったものは考えずに指定管理の応募資料や仕様書を作っております。

岡山明委員 長年使われていないトイレと、そういう状況であれば撤去じゃないんですけど、その辺のやっぱりたしか入り口に関してベニヤ板か何かで封鎖されているという中に入れないという状況だったんですが、その辺の維持管理は、実際長年使っていないならそれなりの対応をするという考え方はあるんですかね。

高橋都市計画課長 閉鎖しているトイレは、この浜河内緑地に限らず、竜王山公園にもありますが、この撤去につきましては相当の費用が掛かりますので、中期的には撤去していくための予算を計上して、順次、撤去をしていこうというふうに考えております。

藤岡修美副委員長 審査集計表で、2番の審査項目施設の効用が最大限に発揮されることの15点満点の評価で、8点付けられた審査員と12点付けられた審査員がおられて、評価の差があります。の南部地区については、本市の観光スポットであるきららビーチ焼野、それから竜王山公園、本山岬、等々含まれていて、この点の開きが出たと思うんですけども、その辺、担当課としてどのように判断されたんですか。

高橋都市計画課長 この度の6人の審査員の方がどういった思いでその辺を付けられたかというのは、なかなか想像しづらいところです。

藤岡修美副委員長 質問を変えて、先ほど述べた公園、指定管理者がどのように努力されているかっていうのは、担当課はどのように判断されていますか。

高橋都市計画課長 特に今回の小野田南部地区の目玉的な施設として、公園には本山岬公園のくぐり岩がありまして、山口ゆめ花博でPRした以降、急激に来訪者が増えております。そういった関係もありまして、環境整備には通常どおりの維持管理以上に手を加えられてきれいにされています。

中村博行委員長 くぐり岩については本会議場でも、守っていくということでお答えがあったと思いますけども、目玉みたいになっている状況ですからね。

藤岡修美副委員長 それと気になるのが、きららビーチ焼野の養浜砂が侵食されて流されて減っているのが気になったんですが、以前、県のほうで、補助の工事等々やられていたと思うんですけど、その後、どうなんですかね。

高橋都市計画課長 副委員長が言われるきららビーチ焼野の砂浜、風でも砂は飛びますし、海の引き戻しで流されてもいきますが、養浜工ということで山口県の宇部土木建築事務所に定期的に、その補充をしていただいたり、敷きならしをしていただいたりということをしていただいております。

岡山明委員 きららビーチの夏場の利用状況は把握されていますか。

高橋都市計画課長 令和元年度の実績で、申しますと、きららビーチ焼野の利用者数は7,875人です。

中村博行委員長 それは増えたのか、減ったのか。

高橋都市計画課長 ちょっと補足いたしますが、通常海の日に海開きいたしまして8月末までの海水浴期間になりますが、7月から8月に掛けての数字が今申しました7,875人ということになります。

岡山明委員 今年いろいろコロナがありましたけど、去年のってことで令和元年度が7,800人利用されているという状況の中で、話が細かくなるんですけど、このきららビーチ、当然、あそこは監視人の方が必ずいらっしゃると思うんですけど、監視人が1日2人監視人いらっしゃる。そういう状況の中で、監視人の条件ですよ。年齢制限、あとライフガード、そういう海水浴場で人を助けられる資格じゃないんですが、そういう資格を持った方々になっているかお聞きしたいんですが。

高橋都市計画課長 きららビーチ焼野の監視人につきましては、特にそういった資格、例えばライフガード、ライフセーバーとかの資格を要したものを条件にはしていないはず。何かあったときに、どう対応するのかというところですが、基本的に何かあれば砂浜のところに手こぎボートが用意してありまして、例えば人が溺れそうになったりとか、危険な状態になれば、その手こぎボートをすぐに持って行って救助するという体制を整えています。

岡山明委員 その手こぎボートって私も確認したんですよ。実際に監視人の方も一応確認したんですけど、申し訳ないけど、40歳とか理科大の学生さんとかそういう若いメンバーではないですね。高齢の方の監視人がいらっしゃる確認したんですけど、2人で手こぎボートを抱えて行くこと自体が無理と思うんですよ。私はこれ監視人としての機能が果たされて

ないように思ったんですけど、その辺はどうなんですか。

高橋都市計画課長 おっしゃるとおりボートは結構重たいです。ただ、監視人が2人おりました、それから管理事務所には、社員が1人おられます。まず3人はおられますのと、あと実際に有事になればその辺の方にもお手伝いいただいて一緒に抱えていくということも多少なり想定しています。三、四人いれば実際物理的には運ぶことは可能ですので、そういうことを想定しているという状態です。

中村博行委員長 その辺の協議というのは、指定管理者と今までもでもされてきたんですか。それが大事なんじゃない。

高橋都市計画課長 開設当初、人がお亡くなりになるという案件が実際あったところですので、その辺は協議しているはずですよ。

岡山明委員 そういう意味で、監視人に関して年齢制限とか、本当に助けられるかという条件を満たしていただきたい。年齢条件、例えば救急講習会に参加するとか、AEDの設置という話にもなっているんですけど、その辺も現状を見た限り近辺にきらら交流館ぐらいしか設置されてないと思うんですけど、監視人が待機される場所にAEDを置くとか、監視人の制度自体を見直していただきたいという状況なんで、その辺はお願いできますかね。

高橋都市計画課長 この度の募集に当たっては、そういった条件は特に付けずに募集しておりました、このたび嶋田工業が手挙げられたということになりますので、このまま無事に嶋田工業が指定管理者となられたときには、その辺は協議の中でもう少し細かい部分をお願いしていこうというふうに思います。

恒松恵子委員 市民目線で見たら、きらら交流館もオートキャンプ場もきらら

ビーチも全部まとまったような施設のように思いますし、また事業計画には連携やイベントコミュニケーションを図るとありますけど、連携やコミュニケーションをどのような頻度で取っていますか。

高橋都市計画課長 連携の一つといたしまして、オートキャンプ場を使われた利用者の方にはきらら交流館の温泉に入られるときには、半額になるチケットを発行しています。

藤岡修美副委員長 評価表の中で、サービスの質の評価で、新たな事業を検討するように提案していたが実施できていないということなんですけど、これ、担当課としてはどのような事業をしてほしかったのか、教えてください。

高橋都市計画課長 今の指定管理者であります嶋田工業が嶋田カップというテニスの大会を毎年企画されているんですが、例年ずっとその企画だけでしたので、ほかにもっと新たな人を呼び込むような事業を提案していただきたいということでのコメントになります。

藤岡修美副委員長 その辺りってというのは、このたびの提案の中に入っていますか。

高橋都市計画課長 今回残念ながら特に新たな事業はなかったと思います。

中村博行委員長 指定管理制度全般なんですけど、結局、今回全部1社だけです。ね、応募があったのは。その辺の対策はもう従来から言われていたんですけども、いろいろ考えられているんじゃないかと思いますが、その辺はどうですか。

高橋都市計画課長 まず、定管理者制度の一つの大きな目的としては、コスト削減というのがあると思いますが、残念ながらここ何回かは、1社しか

手が挙がらないのが実情です。それで、何で1社しか挙がらないのかなというふうに考えたときに、今回の小野田南部地区についてもそうなんです。あくまで公園の維持管理が主の業務であって、民間のノウハウとかコストを縮減する余地というのが非常に少なく、民間の方というのはやっぱり利益を追求される方が多いですので、そういった視点からすると、業務としては決して魅力ある業務じゃないという判断があるんじゃないかということが一つあります。指定管理されている嶋田工業ではありませんが、ほかの指定管理者のある幹部の方と話したときにこの指定管理に手を挙げるのは、ある意味社会貢献、地域貢献なんだというふうな意見もありましたので、そういった実情が実際には手を挙げられる方の考え方にあるんじゃないかなというふうに思っております。

中村博行委員長 実際の実績から考えていくと、令和元年度、平成29年度は赤字という状況にあるんじゃないかと思っておりますので、おっしゃっていることが企業のほうで地域貢献と言われれば、なるほどという部分がありますけども、やはり今後指定管理で手を上げていかれるのが複数社あるような形が望ましいと思っておりますけどもこれに関して、全く問合せ等はないですか。

高橋都市計画課長 これは小野田南部地区に限った話ではないんですが、これまで過去の見ますと実際には、小野田北部地区では2社で競合したこともありますし、今回の募集についての問合せは特にはありませんでしたが、前々回等では、問合せとか資料を持って帰られたという方はおられます。

岡山明委員 きららビーチの延長線上の話なんですけど、仕様書の11ページに不可抗力という項目がありますよね。この中に海水浴ってということで、不可抗力による事故等の適切な処置処理ってということで、負担者の欄に丸が付いているのは指定管理者のほうなんですよね。市のほうも不可抗力に対する責任の所在はあるんじゃないかと思っているんですが、その

辺は市としてどう考えるか。例えば海水浴でトラブルがあったときに指定管理者よりは市のほうに責任の比重が私は大きいんじゃないかと思うんです。その辺はどう考えられますか。

高橋都市計画課長 指定管理者になるということは絶対的な権限を持ってという形の管理運営になりますので、通常業務委託、請負業者的な考えではありませんのでそうしたことから、指定管理者の不可抗力による事故等の適切な処理もするというふうな判断からこのリスク分担表は作られております。

岡山明委員 そうすると、海岸で何かトラブルがあって怪我をしたと入院したとなれば、市の保証に何か病院とかに入院したときに治療代を補償するのは指定管理者なんですか。

高橋都市計画課長 リスク分担表の中に不可抗力により第三者に与えた損害というのがありますが、これについては市になっておりますので、岡山委員の言われるのはこちらのほうかなというふうに思います。

岡山明委員 確認の意味で。遊泳者が増えてトラブルがあった場合、請求は第三者という状況があれば、市に請求してもいいということですよ。

高橋都市計画課長 請求されるかどうかは御本人の自由なんですけど、ただ請求されたときにほんとにこの第三者に与えた例えば損害になるのかどうかというのは市が入っている保険等での確認になりますので、そこでの判断を基に市が対応するかどうかという判断になると思います。

森山喜久委員 全般的な形になるかもしれないんで、申し訳ないですけど、確認したいというか個人情報保護の関係になります。例えば審査基準表で言えば7番に個人情報の保護対策で審査基準のところがありますよね。その中で、審査基準の要点という形の部分で、利用者の個人情報の取扱

いについては責任者の配置、従事者の教育が徹底方針あるか審査するとあるんですが、実際今、4か所と残念ながら、責任者の配置責任者の記載ってのはないんですよ。それとともに個人情報流出したときに、その対処方法というのが書かれてないんですよ。せめて今からの協議で一つの提案なんですけれど、個人情報の責任者を設定するとか、もし万が一流出したら、市に速やかに連絡する体制とかを例えば5の計画書の21ページの管理運営体制で業者にそういう管理体制を作られて、その中に情報保護の責任者、そして何かあれば、体制として市のほうに連絡しながらまたどういうふうな対応をするかという対応策、そういったことを今後の協議のほうに盛り込んでいただいたほうがいいのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

高橋都市計画課長 それは非常に貴重な意見ですので、そういう形で協議させていただきたいと思いますが、少し現状を述べますと、個人情報というのは利用者の住所とか氏名になります。これについてはまず責任者というのは今回の市指定管理の管理運営体制の中で、会社の組織の中での責任者が決まっておりますので、まずその方が個人情報の責任者になるという確認をしています。どこの業者もそうなんです、ある一定期間、この個人情報に関する書類を保管した後は廃棄処分をするということは確認しております。

森山喜久委員 ちなみに3年たったら廃棄すると記載があったと思うんですが、市のほうも確認しているというふうなことでよろしいでしょうか。

高橋都市計画課長 モニタリングのときに聞き取りはしておりますが、確認というのはそこだけです。

中村博行委員長 指定管理者と市のほうで、いろいろ協議をされることがあるかと思うんですけど、定期的にされているのかその辺をちょっと聞かせてください。

高橋都市計画課長 決まった時期にはありませんが、責任者の方はちょこちょこ何かと来られることがありますので、その際には、いろいろな話をしている状況です。

岡山明委員 仕様書の部分3ページなんですけど、植物管理という項目が仕様書の3ページにあると思うんですけど、一般質問でやったこともあるんですけど、丸河内ですかね、県道沿いのトイレも一緒なんですけど、やっぱり木が大きく、森に近いような形になっているんです。その管理はどのような状況になっているかという部分と、あそこの緑地帯が企業の環境を守るためにそういう環境を遮断する意味で、大木とかその辺も緑地体に大木が多いという一つの考え方もあるかなと思っているんですけど、大木の取扱いという部分がどのような解釈をされているか確認したいんですけど。

高橋都市計画課長 高木の管理につきましては、毎年やるものではなくて、指定管理期間、3年に1回程度やっていただくような仕様書にしております。浜河内緑地は西部石油ができたときに、緩衝帯として整備された緑地帯ですので、木がかなり大きくなりまして密になっておりますが、あくまでバッファゾーンとして考えますと、適宜なせん定は必要ですが、ある程度背後地の住民の方たちの生命を守るという意味ではある程度密にしておく必要があります。

岡山明委員 仕様書の中にはそういう大木のせん定とか、中木のせん定という項目がありますよね。3年に1回、高木のせん定をされるという状況があると。地域の住民から暗いのもあるけど怖いと、大木になっているという状況で市として管理をあそこまでやって今言った西部石油等のゾーンを守るという考え方があるんでしょうけど、地域住民に逆にあそこで散策できないという恐怖心を抱かせる公園になっておるとい状況ですから、大木の撤去とかその辺の考え方どうですか。

高橋都市計画課長 岡山委員が言われるように沿線の住民の方からそのような御意見はよく伺っております。そうしたときにはまず指定管理者にどこまでできるかというのを協議しまして、指定管理者の範囲を超えて、専門の業者に委託しないといけないという状況がありましたら緑地公園費を利用いたしまして、うちのほうで業者を選定して、例えば住宅に迫ったところの大木を切ったり、あとは公園内の園路が暗くて怖いだけということがあれば、適切な間伐をしている状況です。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんので、採決に移ります。それでは議案第133号小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第133号は可決すべきものと決しました。ここで時間ですので10分間休憩に入ります。5分前から再開いたしますので御参集よろしくお願いいたします。それでは暫時休憩。

---

午前9時45分 休憩

---

---

午前9時55分 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。審査番号3番、議案第134号小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について説明を求めます。

高橋都市計画課長 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について説明します。小野田北部地区都市公園施設の指定管理者選定委員会の

審査結果により指定管理者候補者に選定した公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者つきましても、小野田南部地区と同時期の平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、令和3年3月31日で4期目の期間が終了します。このことから、5期目の指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにて、令和2年10月1日から30日までの間、募集を行ったところ、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター1団体から応募がありました。そこで、11月9日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補者に選定することとなりました。指定期間も小野田南部地区と同じ、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。続きまして、お配りしました資料については、小野田南部地区と同様の資料です。また、審査委員会についても同様で、小野田南部地区と同じ選定委員により審査されました。設問及び評点の付け方につきましても小野田南部地区と同様です。審査の結果、今回の評点は基準点である25点を上回る29.8点となり、協議の結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターが指定管理者候補者として決定されました。指定管理者募集要項及び指定管理業務仕様書は、指定管理者の募集の際に応募者に配布されたものです。企画提案書は、応募者である公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターが提出した事業計画書です。指定管理者評価表は、6月16日に現在の指定管理者である公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターに令和元年度のモニタリングを行い、企画課協議を行った結果の評価表です。指定管理料の算定については、今回の算定額と前回（3年前）の算定額を比較したものです。公園位置図は、27か所の都市公園施設の位置図です。以上で説明を終わります。

中村博行委員長 それでは、質疑を求めます。

岡山明委員 まず健康公園があると思いますが、私も健康公園について一般質問するんですけど、市民の方から相談を受けたのが、まず体育館の光の

加減で、運動競技をしていると支障が出ておると。それも長年そういう問題があると。南のほうから光がどうしても当たってくると思うんですよ。光の加減を調整するような遮蔽版じゃないけど、設置をしてくれという要望が長年どうも出ているんですけど、その辺は状況はどうか。

高橋都市計画課長 確かに須恵健康公園の体育館につきましては南側、それから時期によっては西側からの日がまぶしいということがありますが、そもそもこの体育館の日が当たるところは採光として、窓がわざわざ造ってあるところですので、まずそれを簡単に遮光すればいいというものではないというふうに考えております。ただ実際にはそういった声はこちらのほうにも届いておりますし、要望としてもありますので、今後の検討課題とはなりますが、例えば一時的に遮光カーテンを付けたり、それで開け閉めができるようなものを検討はしていきたいというふうに考えております。

岡山明委員 検討はしていただきたいと言われていますが、昨日、今日の話じゃないと。もう長年にわたってそういう依頼はしていると。そういう状況で一切なしのつぶての状況になっているから、その辺の早期解決策やないけど、その辺はお願いしたいという強い要望を受けておるんです。遮蔽版か遮光カーテンか、その辺を是非ちょっと考えていただきたいんです。その辺は早期という話になるとどうなりますか。予算もありますけど。

高橋都市計画課長 サッシメーカーの方と実際にはその辺の協議をしたことがあります。具体的な見積り金額を取ったわけではありませんが、今言う可動式の遮光のレールカーテンとかを付けようとするすると相当なお金が掛かるということで、なかなかその予算確保に向けて動いていないというのが状況です。一刻も早くというお話がありますが、すぐにというふうにはいきませんが、具体的に再度、現地をまずよく確認いたしまして、できるだけ速やかにそういう形で対応できるのかどうかを検討させてい

ただきたいというふうに思います。

岡山明委員 体育館の件につきまして、須恵健康公園の真横ですごい使い勝手のいいトイレという場所になっているんですが、実際、あそこは体育館のトイレは使用できないと。あくまでも体育館の利用者に対してのトイレの使用であって、健康公園の利用者の方々がなかなか使いづらい、実際使われてないというのが現状です。屋外のそういうトイレ、テニスコート上にあるんですけど、あちらのほうのトイレに移動して用をたしている状況なものですから、体育館でのそういうトイレの使用の管理状況を確認したいんですけど。

高橋都市計画課長 須恵健康公園の体育館につきましては有料施設ですので、あくまで利用者が使われる目的で、体育館中にトイレがありますので、その方が使われるというのが大原則です。須恵健康公園の屋外を散策されたり、テニスコートを使われる方は、岡山委員が言われるテニスコートの横にあります屋外のトイレですね。こちらを御利用していただくというのが原則です。しかし、常事態とかどうしてもということがあれば、体育館の中も決して使わせないということはしてないんじゃないかなというふうには思っております。

岡山明委員 私が聞いた状況であれば、障害者の方は車椅子で入るときには使わせてもらっている状況は確認していますので、それはいいんですけど、今言われたように有料ということで障害者等、緊急的な依頼があれば、体育館のトイレが使用可能と市民の方にお話ししてよろしいですかね。

高橋都市計画課長 車椅子などの身障者の方のトイレにつきましてはテニスコートの横のトイレにはありませんので、今言う健康公園の中のトイレを御使用いただくように、現場でもそういう一応貼り紙等がしてあります。それとそれだけではちょっと物足りないということもありますので、実

際の運用は同じ市の施設でもあります公民館のほうのトイレも御使用くださいということで、そういうふうに誘導しているということも聞いております。

宮本政志委員 シルバー人材センターが多くの施設を管理していますが、人員の確保の現状と見通しをお聞きしていいですか。

高橋都市計画課長 シルバーも最近受注量も減っているという関係もありまして、会員も減ってきており、減少傾向だというふうに聞いております。

宮本政志委員 つまりこの施設が今、27か所を一つでとっていますが、そのシルバーの人員確保が難しくなった場合に27か所、例えば分散して募集掛けるとか、何か市としての対策、見通しってというのはお持ちですか。

高橋都市計画課長 この指定管理のくくりについては、今のところ特に見直す予定はありませんが、シルバー人材センターの方とお話しする中で、会員さんは全体的には減っておりますが、こういった公園の維持管理に回せる作業班の確保はできているというふうに聞いておりますので、そこは大丈夫だと思っております。

宮本政志委員 審査基準表の19番に団体の財政状況でこれさっきの議案にしても次にしても関係してくると思うんですけど、ここに良好な財務状況ってあります。良好というのはどういう基準なのかなと思ひまして。

高橋都市計画課長 決算関係の資料を付けていただいておりますが、その中で単純に利益が出ていれば良好だというふうな簡単な捉え方をしております。

宮本政志委員 それから先ほどなかなか指定管理者のほうで、原則社会貢献で

すよっていうふうにおっしゃっておられましたよね。例えば、セカンドネーム、ネーミングライツがありますけども、そういった形で税収を量るっていう観点と、例えばここで社会貢献を一生懸命やっていたらしゃる企業さんのお名前を例えばこういった指定管理者制度の施設に生かしていこうというようなところはいかがですか。

高橋都市計画課長 確かにある程度大規模な公園施設についてはネーミングライツの考え方もあると思います。ただ、山口県も維新公園をやっておられたりとか、きらら博の公園もやられたりとかっていうことがあります。ネーミングライツをやるということはそれ相当の費用をまずお出しするという覚悟が必要なのと、そこでPRする効果がどれだけあるのかということが重要です。じゃあそういう施設が今回のこの指定管理の中にあるのかというと、ちょっと弱いんじゃないかなということもありません。ネーミングライツを募集するということは今考えておりません。

高松秀樹委員 6ページに維持管理する公園の一覧が27か所出ているんですが、具体的に特に下の街区公園がどのような形で維持管理をされているのか、資料の9ページに若干書いてあるんですけど、本当に実際こういうことが行われているのかどうかを教えてください。

高橋都市計画課長 資料の確認でどの資料になりますか。

高松秀樹委員 27公園を管理しているじゃないですか。どういう維持管理をしているのかという質問です。それについては4番の9ページに、何かこう指数が書いたのがあるんですけど、これが何を意味するのか、本当にこれをやっているのかどうか、教えてください。

高橋都市計画課長 9ページに公園の一覧と維持管理の内容がそれぞれ書いてありますが、それに数字が入っているのが既定のやっていた回数ということになっておりまして、これを実施しているかどうかは月次報告、

四半期報告、年度報告、それぞれありますので、それらで確認しているという状況です。

高松秀樹委員 街区公園の年0.3回ってというのは3年で1回って意味ですか。

高橋都市計画課長 そのとおりです。

高松秀樹委員 地元の街区公園なんかあんまりこういうのが行われたっていうのを聞いたこともないし本当に行われているのか、地元で全て管理している気がしているんですよ。例えば巡回管理するのであれば、その場の砂がなくなったりするとシルバー人材センターのほうが、行政に言うのか分かりませんが、補充すると思うんです。従来はやっぱり自治会のほうが都市計画課に言って、砂場の砂がなくなっていますよってという話で、維持管理は自治会がしているように思われるんですけど、その辺はどうですか。

高橋都市計画課長 街区公園、昔で言いますと児童公園という形になりますが、その公園の管理につきましては原則的に受益者として捉えております地元の自治会に維持管理をしていただいているという状況です。その維持管理の内容ですが、広場の草刈り、それから低木ぐらいまでのせん定は基本的に地元をお願いしております。逆に申しますと、中木以上、高木も含めまして、それらは地元の方では無理ですので、指定管理者の中でせん定していくという考えです。それから砂場につきましては、砂場というのは遊具の一環になりますが、遊具につきましては、指定管理者が点検を行っておりますし、私たち都市計画課が外注しまして専門業者も点検している中で、砂場の砂が足りないよという連絡を受ければ、こちらからも段取りすることもありますし、シルバーに直接話が行けば、補充は指定管理者がやっているという状況です。

高松秀樹委員 この表の右のほうに施設等管理点検年2回って書いてあるんで

すよ。この点検が今僕が言ったようなことの点検に当たるんですか。

高橋都市計画課長 そのとおりです。

高松秀樹委員 そうであれば自治会が管理している部分もあるので、しっかり自治会のほうにも報告をすべきじゃないかと思えますけど、その辺はどうですか。

高橋都市計画課長 そうですね。確かに小野田地区の公園につきましては、きちんと地元との協定書というのがありまして、それに基づいて管理していただいている状況です。山陽地区につきましては、なかなか地元との協定書というふうなものはありませんが、実際的には地元をお願いしているという状況ですので、確かにその辺はうちの点検状況とかについては報告してあげるべきなのかなと思えますので、そこは検討させていただきたいと思えます。

高松秀樹委員 我々も地元に住んでいる人間でも、こうやって指定管理者が管理業務をしているって認識は全くないんですよ。ほんとにしているのかなっていう気がして、今の状況ではもう自治会に管理業務を任せたいほうが早いんじゃないかな。だって草刈りを年間何回やって、トイレの掃除をして、砂場とかの管理も自治会なんですよ。シルバーから自治会に対してこういうことをしましたってのは、今まで報告一度もない。だからほんとにしているのかどうなのかっていうのが非常に疑問なんですけど。

高橋都市計画課長 まず草刈りについては所定の回数をやっているのはこちらでも、先ほど申しましたように確認しております。それから地元の方になかなか成果が見えづらいところもあるかと思いますが、草刈りについてはやったかやらないかというのは明白だと思いますので、年に1回とか2回のレベルなので、どうしても草刈りが追い付かなくて伸びている状態もあるので、そういう御意見があるときもあるかもしれません。そ

れからトイレにつきましても毎日清掃できるような仕様書になっておりませんので、汚いタイミングで見られれば、シルバーがやってないんじゃないかとか、指定管理者がやってないんじゃないかということもあろうかと思いますが、その辺は少し地元で御負担を掛けているかもしれせん。今言われるように指定管理者ではなくて、地元のほうにお願いしたらどうかという御意見については、逆に最近、地元と管理協定を結んでいる児童公園の自治会長から、もう地元でも草刈りとかをやる人間がないから、市でどうかやってくれという相談がたくさん増えてきております。そういった実情を考えますと、こういった指定管理者、もしくは市のほうでやっぱり維持管理をやっていくというのが望ましいんじゃないかというふうに思っております。

高松秀樹委員 それならそれで、指定管理者で全部やるんですってなればそれはそれでいいと思うんですよ。今その境界線が全く見えない状況で、私の自治会は幸いにも自治会の皆さんが協力して、いろんなことやっているんですけど、恐らく誰1人として、シルバー人材センターがその管理維持をしているって、御存じないんだと思うんですよね。だから我々が使う公園だから我々がきれいにしましょうといわゆる市長のいう協創っていう考え方でやっているんですよね。だからその方向性をしっかり定めないと、樹木管理0.3って書いてあって、そんなの1回も見たことないよねってこういう不信感が今度生まれる可能性があると思うんです。そこは是非、今後の話ですけど、考えていただきたいと思います。

高橋都市計画課長 分かりました。ありがとうございます。

岡山明委員 今の絡みでトイレの部分なんですけど、このトイレ、9ページの部分で業務基準書の収支の中の9ページの部分で清掃ですよね。管理1ということはトイレの清掃が入っているんですけど、緑地公園、あと地区公園とどういう分け方の下でトイレ清掃とか草刈りとかが行われているか。

高橋都市計画課長　まず7ページの地区一覧表に書いてあります種目、緑地公園とか総合公園、地区公園、街区公園と書いてありますのは、これは都市公園法に基づいた都市公園の区分というふうに捉えていただきたいと思います。それから9ページで、トイレがあつたりなかったりということなんですが、まず例えば西高泊公園はトイレがありますのでトイレの清掃をやると、逆に数字が上がってないところはトイレがないと、単純にそう捉えていただければと思います。ちょっと修正させていただきたいと思います。トイレがあるのにこちらのほうの回数に入っていないというのは、自治会協定の中で、トイレの清掃が入っているから、指定管理者の業務から外しているという考えになります。先ほど高松委員がおっしゃったような、区分というか、そのすみ分けがきちんと地元の皆さんに分かるような形のものが望ましいということは理解できます。

高松秀樹委員　資料5の8ページの一番上に業務計画、令和3、4、5年度、一番上は公園施設の案内利用受付業務であつて、公園施設の利用者からの問合せについて案内及び対応してありますけど、シルバー人材センターがこれを行うってことですか。

高橋都市計画課長　そういうことです。

高松秀樹委員　そうであれば、各公園にシルバー人材センターが管理しておりますと、電話番号がないと大体行政が悪者になるんですよね。その看板設置が僕は必要だと思うんですけど、問合せ先の。

高橋都市計画課長　この公園は山陽小野田市シルバー人材センターが管理しておりますという看板は、全箇所ではないんですが、設置しているところもあります。ただ全箇所じゃないため、委員言われるような指摘があると思いますので、目に見えてそういう形で、全ての公園でそういった看板を設置するように協議していきたいというふうに思います。

高松秀樹委員 設置してあるのはシルバー人材センターの経費で設置したんですか。それとも市の経費で設置したんですか。

高橋都市計画課長 シルバー人材センターの経費です。

高松秀樹委員 それやったら、全管理している公園に設置すべきで、まず公平感がないと判断せざるを得んと思うんですけど、その辺いかがですか。

高橋都市計画課長 確かにおっしゃるとおり、あるところとないところの差がどうなのかなと私も疑問に思っておりましたので、そこは全箇所で見えるような形でお願いしていきたいというふうに思います。

岡山明委員 先ほどの件をもう一度確認させていただきたいんですけど、トイレ、あと草刈りもあるんですけど、これは自治会でトイレの掃除とか草刈りをしている。西高泊公園に関しては、トイレも草刈りも地区の方がやってないから市がやっているという状況なんですか。この街区公園って話で、そのほかは全部自治会がやっているのに、ここだけって状況であれば、例えば自治会住民が高齢化していく状況があれば、次もうちもトイレと草刈りをやってくださいと。市に要請すれば指定管理者が行うという状況なんですか。

高橋都市計画課長 西高泊公園につきましては、通常はまずこういった街区公園ができたときにはできたタイミングで地元の自治会に維持管理に関する協定書をお願いし、それが整ったところはそれに基づいて維持管理されているという状況ですが、西高泊公園につきましては開設した当時に地元とそういった管理協定を結んでいただけなかったという状況があります。

岡山明委員 管理協定がされたという状況の中で例えば地域の管理協定を見直すとなれば、住民が高齢化したら協定書を見直して、指定管理者のほう

に振り分けるという、移行できるという状況もあるということです。  
住民からの依頼があれば。

高橋都市計画課長 協定書というのはあくまで標準的な考え方でありまして、  
実際の現場は維持管理が追いつかないので、年に1回ぐらいやっていた  
だけないかということがあれば、シルバーさんなりほかの指定管理者も  
その標準の回数を超えてやっていたという状況はあります。

岡山明委員 管理協定書の見直しをされるかお聞きしたいんです。

高橋都市計画課長 管理協定の見直しにつきまして、都市公園全体で見直す予  
定は今のところありません。ただ、個別で協議があれば、そこは協議さ  
せていただきたいと思っておりますが、単純に言いますと、その辺を簡  
単に地元ができないからということで、市がやりましょうということに  
なりますと、全て市の費用負担でやっていくということになりますし、  
先ほど申しました受益者負担という考え方が大原則でありますから、地  
域で使われている方にあくまで市はお願いするというスタンスでいき  
たいというふうに思っております。

藤岡修美副委員長 指定管理評価表、なべて平均点というか3点がほとんどな  
んですけど、6番のサービスの質の評価、施設の目的に沿った自主事業  
を行ったかでせんだ講習会が実施できてないということで評価が2にな  
っているんですが、これはコロナのせいと考えていいですか。

森山都市計画課管理緑地係長 これは令和元年度の実績でありまして、まだこ  
の時期はコロナの影響はありません。このとき当初事業計画書を4月に  
出していただいたときに、二つの種類の自主事業を挙げていらっしやっ  
たんですけど、実際一つしか事業を実施されなかったもので、評価を下げ  
させていただきました。

藤岡修美副委員長 目立つのが5点の項目ですね。サービス向上と利用状況。

これは何で5点だったのか、かなり高評価なんですけど、その辺りの説明をしていただけますか。

森山都市計画課管理緑地係長 東沖緑地と須恵健康公園にテニスコートがございまして、こちらはテニスコートを管理している管理人がかなり整備を頻繁にされています。例えば、東沖緑地ですと雨が上がった後すぐにも利用者の方が使えるように、すぐブラッシングをしたりとか、須恵のテニスコートですと、くぼみが生じたりすると、すぐ管理人が修繕したりだとか、頻繁に手入れをされて、利用者の方から利用しやすい状況であると好評を得ておりましたので、評価を5にさせていただきました。

藤岡修美副委員長 それと草刈り等の維持管理で仕様書で定める回数以上を実施しているっていう評価なんですけど、これはどういう意味ですか。

森山都市計画課管理緑地係長 こちらは先ほどの基準表にこれだけの回数ほどやっってくださいねと示しているのですが、実際には街区公園なんかは、先ほど申しましたように自治会の協定の中で自治会に草刈りをやっただいているところなんですけど、やはり自治会から今回は草刈りができないから、市でお願いできないでしょうかって言われたときには、この基準書に入ってなくても、指定管理者が草刈りを実施してくださっていることがありますので、それで評価させていただいております。

藤岡修美副委員長 それはボランティアでやられたんですか。

森山都市計画課管理緑地係長 これはボランティアといいますか、指定管理料の中でやっていただいております。

中村博行委員長 ほかいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では質疑を終ります。よろしければ討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論はありませんので採決に移ります。議案第134号小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第134号は可決すべきものと決しました。続いていきます。審査番号4番、議案第135号山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について、説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第135号山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について説明します。山陽地区都市公園他施設の指定管理者選定委員会の審査結果により指定管理者候補者に選定した公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者として指定しようとするものです。山陽地区につきましても、小野田地区と同時期の平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、令和3年3月31日で4期目の期間が終了します。このことから、5期目の指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにて、令和2年10月1日から30日までの間、募集を行ったところ、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター1団体から応募がありました。そこで、11月9日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補者に選定することとなりました。指定期間も小野田地区と同じ、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。続きまして、お配りしました資料については、小野田地区と同様の資料です。また、審査委員会についても同様で、小野田地区と同じ選定委員により審査されました。設問及び評点の付け方につきましても小野田地区と同様です。審査の結果、今回の評点は基準点である25点を上回る30.3点となり、協議の結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターが指定管理者候補者として決定されました。指定管理者募集要項及び指定管理業務仕様書は、指定管理者の募集の際に応募者に配布されたものです。企画提案書は、応募

者である公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターが提出した事業計画書です。指定管理者評価表は、6月16日に現在の指定管理者である公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターに令和元年度のモニタリングを行い、企画課協議を行った結果の評価表です。指定管理料の算定については、今回の算定額と前回（3年前）の算定額を比較したものです。公園位置図は、25か所の都市公園他施設の位置図です。以上で説明を終わります。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

宮本政志委員 4番の12ページから14ページ、さっきの議案でも一緒なんですけど、浄化槽の委託仕様書と書いていますよね。まずそれぞれ何人槽ってというのが書いてあるんです。公園の面積によって浄化槽の大きさが決まってくるんでしょうか。

高橋都市計画課長 面積というわけではなく、主には利用者数を想定したものになります。

宮本政志委員 業務内容からすると、消毒剤の補充とかを指定管理者がされているっていいことですよね。

高橋都市計画課長 そのとおりです。

宮本政志委員 そうするとくみ取りとかが必要になってくると思うんですけど、それは。

高橋都市計画課長 くみ取りにつきましては、指定管理者がくみ取り業者に依頼しているという状況で指定管理者が費用負担しております。

高松秀樹委員 産建に付託されているこの指定管理の議案に全部に該当するん

ですけど、そもそもこういう公園を指定管理に出す市のメリットって何ですか。

高橋都市計画課長 指定管理者制度の根幹だと思いますが、コスト縮減と民間ノウハウを入れた管理運営、経営ノウハウを生かした維持管理が目的だと思います。

高松秀樹委員 そうしたら指定管理者のメリットは何だと思いますか。

高橋都市計画課長 例えば、嶋田工業とか晃栄とか、シルバー人材センターにしてもそうなんですが、ホームページの中でこういった事業をやっているということでの企業PRになるのが一つです。それから利益はそんなに出ないかもしれませんが、固定的な人件費はこの指定管理の中で回せるということ、本社の間接機能の経費もこの中で賄えるということその辺がメリットと捉えられているのではないかと思っております。

高松秀樹委員 意見なんですけど、当初行革の一環で指定管理者制度を導入したときに声高に言われたのは経費節減だと。市でやるよりか、民間でやってもらったほうがお金が出ないんですという話だったんですけど、今、高橋課長が言うように、もう一つはサービスの水準と維持をきちんと向上をやっていくと。今までずっと見ると、どの辺がサービスの向上になっているんだろうかなっていう。つまり、こういう公園の指定管理ってそこは非常に薄くなってくるような気がして、将来的な見直しも必要なのかなと。企業側にどういうメリットがあるかっていうのは基本的には民間企業だから利益を追求したいんですよ。社会貢献でCSRってその後の話のはずなんですよ。それが主だったら、基礎体力のある企業しか手を挙げられないという状況。それが今のこの状況になっているような気がするんですよ。その辺は僕の認識が一緒なのかそれともちょっと違うのかを教えてください。

高橋都市計画課長 認識は同じような感じだと思っています。

宮本政志委員 6番の指定管理料の算定についてありますよね。これページは書いてないんですけど、これで令和3年より5年のほうが金額は算定下がっているんですけど、そもそもこの算定はどのような基準で算定していらっしゃるのか、それとなぜ下がったのか二つお聞きします。

森山都市計画課管理緑地係長 指定管理料の算定の方法ですけど、まず平成30年度から令和2年度までの3年間で指定を出しておりましたので、平成30年度と令和元年度の決算書を提出していただいております。この年度の決算を例えば需用費だとか管理費は、平均値をとったりだとか、人件費は毎年上昇しますので、昨年度の決算額に上昇率を合わせたりとかしまして、支出の総額を出します。次に収入は指定管理料以外に、自主事業の収入がありますので、それをまた2か年度の平均値を算出しまして、算出した支出の総額から収入を引いた部分を指定管理料として、挙げております。決算から算出しております。

恒松恵子委員 今のお話を伺いますと自主事業で収益を増やして減額されたら、受けたほうはおもしろくないと思うんですけど、今後もその予定ですか。

高橋都市計画課長 確かにそういった考え方にもなろうかと思いますが、あくまでの指定管理の算定については、今やられている指定管理者の実績をベースにするという考え方が一番この指定管理を算定するにふさわしいんじゃないかなというふうに思います。指定管理料はあくまで上限という額ですが、あとはその指定管理者になられた方は、もっと頑張ってください、更に増えた分は御自分の利益になるという考え方で臨んでいただければというふうに思います。

高松秀樹委員 恒松委員が言うとおりで、民間企業が参入するんですよね。今の仕組みだったらやる気がどんどんなくなってくるんですよ。利用料金

制を取っているところで、そこで利益を出したらまたある程度平準化されて、利益が出たから指定管理を下げますよってなるんですよ。これが続くと新たな活動はしないほうがいいよねって話になる。そこで今さっきのサービスの維持向上がなくなってくるというのが、今の指定管理者制度の大きな問題であると国の見解でもあるはずなんですよ。そこから脱却しない限り、今の仕組みだったら企業からするとやってもやらんでも一緒かと。それって最後はやらなくなるんじゃないですか。違うんですか。

和西企画部次長 今の委員の御指摘なんですが、指定管理の課題の一つとして仕様発注という大きな問題があります。仕様書の中に定められたことをやっていただき、それに付随する入りがあれば、指定管理料の中の算定をしていくようになるかと思うんですが、よその指定管理の施設の中でやはり自主事業というものもやっておりまして、仕様に縛られないものを行った場合は指定管理者の入りになるというような仕組みもありますので、そのような形でやっていただくことになるかとは思いますが。

高松秀樹委員 次の議案も見ると、赤字で計画が計上されておるという状況ですよ。今の和西次長が言うのは分からんことないんですけど、こういう指定管理者制度っていうのは当初行革の一環で始まったんですけど、ウィン・ウィンの関係には全然なっていないって常々思っていたんですよ。だって企業努力して利益をいっぱい出したら、最後は指定管理料の減額に波及してくるという状況があると思うんですよ。それって一生懸命やらなくなるんじゃないんですか。企業努力しなくなるんじゃないんですか。

和西企画部次長 先ほど申しましたが、仕様の中ではない自主事業というのをされる場所もありますので、それについては、指定管理の算定の中からやっぱり外すべきではないかというふうに考えております。それから委員が先ほどから指定管理の課題ということではおっしゃって、

自主事業ができないような委託と何が違うのというような施設も本市においては指定管理をしております。これは本当に大きな課題でして、当初長期契約、それから一括発注、そして、そこに性能発注というのが加われば、民間のお知恵によりサービスが向上するということがあり得たと思いますが、最後が仕様発注ということになっております。これが指定管理の大きな問題かなというふうに思っております。本市においてももう10年たちます。委託と何が違うのというところについては、企画課を中心にして考えを見直していかなきゃいけない部分があるのかなというふうに思います。何がいけないっていうのはウィン・ウインの関係になっているかというところにつきましては、長期契約一括発注というところで雇用は生まれておりますが、会社として捉えたときに、会社のもうけがあるのかという点ではやはり生まれてないところもありますので、指定管理についての考え方は、全国的な問題になりつつありますので、本市でもしっかり考えていきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決に移ります。議案第130号山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案135号山陽地区都市公園他施設の指定管理の指定については可決すべきものと決しました。そしたらここで50分まで休憩しましょう。

---

午前10時42分 休憩

---

---

午前10時50分 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは審査番

号5番、議案第136号江汐公園の指定管理者の指定について説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第136号江汐公園の指定管理者の指定について説明します。江汐公園の指定管理者選定委員会の審査結果により指定管理者候補者に選定した株式会社晃栄を指定管理者として指定しようとするものです。平成25年4月1日から指定管理者制度を導入し、令和3年3月31日で2期目の期間が終了します。このことから、3期目の指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにて、令和2年10月1日から30日までの間、募集を行ったところ、株式会社晃栄1団体から応募がありました。そこで、11月9日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、株式会社晃栄を指定管理者候補者に選定することとなりました。指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。続きまして、お配りしました資料については小野田及び山陽地区と同様の資料をお配りしておりますが、公園位置図は省略させていただいております。また、選定委員会、設問及び評点の付け方につきましても、小野田地区及び山陽地区を同様でありまして、審査の結果、今回の評点は基準点である25点を上回る36.3点となり、協議の結果、株式会社晃栄が指定管理者候補者として決定されました。募集要項及び業務仕様書は、指定管理者の募集の際に応募者に配布されたもので、企画提案書は、応募者である株式会社晃栄が提出した事業計画書です。指定管理者評価表は、6月15日に現在の指定管理者である株式会社晃栄に令和元年度のモニタリングを行い、企画課協議を行った結果の評価表です。指定管理料の算定については、今回の算定額と前回（5年前）の算定額を比較したものです。以上で説明を終わります。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

岡山明委員 事業計画のお話があったんですけど、竜王山の公園オートキャン

プ場というのが入っています。江汐公園もオートキャンプ場がありますよね。竜王山は南部ですよ。南部は嶋田工業がキャンプ場をやっているとと思ったら、晃栄が竜王山のキャンプ場を管理しているという状況ですか。この違いはどうしてですか。

高橋都市計画課長 この竜王山公園オートキャンプ場につきましては、平成13年3月に供用開始された都市公園なのですが、これは焼野海岸のC C Z整備事業の中で、きらら交流館、それからソルポニエンテができたり、このオートキャンプ場が一体的なもので整備されました。それで、竜王山のくくりに入れるかどうかというところなのですが、まずこの指定管理者の導入に当たりましては、初めに平成19年一番に指定管理を出したのがこの竜王山公園オートキャンプ場です。何でこれ単体でやったのかというと、ここはキャンプ場という特殊性がありまして、簡易宿泊施設という位置づけがありますので、ここで十分収益が上げられて、面白い運営ができるんじゃないかという思いの中で先行して出そうということで始まったところですよ。ですから、竜王山公園からは外して募集をしていると、募集をして株式会社晃栄が運営されているということところですよ。そういうことで最初の第一期が平成19年ということですね。江汐公園が開始が平成25年から指定管理という扱いになっておるという状況で、江汐公園につきましては平成24年度に、県立の公園から市立の公園になりまして、その1年後の平成25年から指定管理者を募集したという状況ですよ。

高松秀樹委員 計画書は何年か赤字のものが立っているんですけど、この中央公園の指定管理は、まず何年から始まったんですかね。

高橋都市計画課長 江汐公園の指定管理者につきましては、平成25年度から指定管理者制度を導入しております。

高松秀樹委員 平成25年度からの決算についてどういう状況やったんですか。

ずっと赤字の決算が続いているんですか。プラス昨年度までの累積はどうなっているのか分かりますか。

高橋都市計画課長 令和元年度の実績を見ますと、少しプラスになっておりますが、累積の数字は今すぐには申し訳ございません、出てきません。

高松秀樹委員 資料がないので分かりませんが、ずっと赤字がある程度続いていたら、企業体力にも支障を来すような気がするんですけど、その辺で過去どういう決算かを知りたかったんですけど、すぐ出ませんか。

高橋都市計画課長 平成30年度の決算の数字を見ますと、約20万円のマイナスというふうになっておりますが、大きくプラスマイナスにはなっていないというふうに思っております。

高松秀樹委員 見解を聞くんですけど20万円とか100万円のマイナスになって決算になったというときは、市のほうはどういう判断、企業努力が足りなかったというふうな判断、それとも違う判断をされるんですか。

高橋都市計画課長 決して企業努力が足りなかったというふうには思っておりません。逆に仕様書以上に頑張られた成果が例えばマイナスの決算に出ることもあるんじゃないかというふうに思っております。

高松秀樹委員 企業努力じゃないとするならば、やっぱり指定管理料の更なる見直しが必要じゃないのかなと思うんですけど、その辺りはどうですか。

高橋都市計画課長 まず江汐公園は今回の事業計画書を見てもマイナスで出されておまして、この辺、普通民間企業の考え方としてあるのかということ、直接代表者の方とも話したことがあります。まず、マイナスでもやりたいという強い思いがあつての立候補だと聞いておりますし、ここでマイナスを出しても、ほかの本社部門の経費で十分補えるので、

マイナスになっても会社としては全然問題ないというふうに聞いております。そういった各企業の判断があるんじゃないかなというふうに思っております。

高松秀樹委員 かつて、きらら交流館もそういった思想の下で運営をされておったと思うんですね。でもその考えって非常に危険ですよ。だって企業の体力を奪っていくわけでしょ。指定管理を取ったことによって。行政がそこで間違っているのは経費縮減に走り過ぎると、そうなるんじゃないのかなあっていう気がするんです。今回こういう形で出しておるんですけど、いずれ先ほど和西次長が言うたようにとどまって考え直さなきゃいけない時期があると思うんですけど、その辺は担当課長からするとどうですか。

高橋都市計画課長 江汐公園は、山陽小野田市の都市公園の中での一番目玉の公園ですので、企業の思っだけで運営していいのかどうかというところは若干あります。赤字でやられることには、先ほど申しましたように私も不安に思うところがありますが、ただ、募集した以上、指定管理料の上限を超えなければ、当然まず大丈夫という制度がありますので、その辺は企画課とも協議しながら、いろいろ考えていきたいなというふうに思います。

和西企画部次長 今回指定管理料を算定するに当たりまして、都市計画課とも何回も何回も協議を重ねて、上限額を設定させていただきました。その結果、今回計画書においてちょっと赤字の計画書が出てきたということ。つきましてはちょっとこの内容をもう少し精査させていただいて、上限額の設定のプロセスの見直しをしなければいけないのかなというふうには、今のところ考えておるところです。

岡山明委員 江汐公園は薬草園がありますよね。その薬草園の管理についてどういう形を取られているか。

高橋都市計画課長 薬草園につきましては山口東京理科大学が開設された位置づけになっておりまして、約3,000平米あります。この維持管理につきましては、公園の中にありますが、今回の指定管理の範囲から外した形で計上しております。それで、実際の運営管理はどのようなかということなんですが、山口東京理科大学が株式会社晃栄に通常の維持管理はお願いされているという状況です。

岡山明委員 理科大が支出しているという状況ですね

高橋都市計画課長 そのとおりです。

岡山明委員 あくまでも理科大と晃栄の話でトータルの金額を上げるとかそういう考え方はないということですか。

高橋都市計画課長 今回の江汐公園の維持管理する範囲から薬草園については完全に除外して、除外するという事は、これは独立した形で山口東京理科大学が管理されるということで、指定管理料は算出しております。

藤岡修美副委員長 評価表6番目のサービスの質の評価、それから安定性の評価で5点っていう、かなり高い得点を取っておられますけども、これについて説明していただけますか。

森山都市計画課管理緑地係長 まずサービス、収入増加の取組のほうなんですけど、晃栄が売店をしていらっしゃるって、その売上げを増加するために売店のメニューをいろいろと工夫されていて、売上増加に努めているということを聞いておりますし、経費節減もまきストーブを新たに設置されまして、その燃料となるものを公園内でせん定した木を利用して燃料にしているため、そういうふうなところで、経費の節減に取り組まれているということで5にしております。質の評価、サービスの質の評価は、ここに書いてある利用者が安心して利用できるように緑地の管理

を徹底して行っているっていうのが、あの中にため池がございまして、よくその周りが樹木に覆われていたんですが、対岸が見えるように、樹木の伐採等を行って、女性が散策されても、怖くないような安心して散策できるように見晴らしをよくしているというところと、あと伐採をした後にその樹木をチップにして、伐採した対岸とかに見た目にもきれいに、また草が生えにくいようにということで、徹底的に管理されているということで、評価のほうを上げさせていただきました。

岡山明委員 先ほどの薬草園の件なんですけどあそこの水、電気、この部分は結局、晃栄から理科大に請求されるっていう形よろしいですかね。

高橋都市計画課長 そのとおりです。

岡山明委員 別件ですけど、また不可抗力という話をしたいんですけど、江汐公園は私も結構連絡が入るんですけど、イノシシの被害が結構大きいという状況で、不可抗力は管理者の負担になつとるということで、入園者がイノシシの被害を被った場合は管理者にその負担があるということですけど、ある程度市に責任はないんですか。

高橋都市計画課長 これは不可抗力により第三者に与えた損害という捉え方をするんじゃないかと思いますが、それによりますと、負担は市ということになります。ただ、今言われるイノシシの被害については大変苦慮しているところですが、例えばイノシシがどんどん出るのに市が何にもしなければ、市の管理責任は問われると思いますが、今の猟友会の方々に御協力いただきまして、箱わなを設置したりですとか、イノシシの駆除については、いろいろと努力しているところですので、またその辺をトータル的に判断して本当にそういう事案が起こったときには、誰がその損害に対して補償するのかしないのかも含めて対応していくんじゃないかなというふうに思っております。

岡山明委員　　そういうことで、被害に遭われた方は第三者に与えた損害の下で市が医療費とかを補償するということがいいですね。

高橋都市計画課長　補償するかどうかというのは、その事案がどういう状況で発生したかという個別の判断での対応になるかと思います。

中村博行委員長　ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。議案第136号江汐公園の指定管理者の指定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長　全員賛成です。したがって議案第136号は可決すべきものと決しました。15分から再開で休憩します。

---

午前11時5分　休憩

---

---

午前11時15分　再開

---

中村博行委員長　それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。次に審査番号6番、議案第126号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

井上建設部次長兼下水道課長　それでは、議案第126号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行され、租税特別措置法が改正されることに伴い、同法で規定されている延滞金の特例割合の名称、特例基準割合が延滞金特例基準割合に変更されることなどによる所要の改正であります。施行日は令和3年1月1日として

おります。なお、今回の改正に伴って延滞金の利率の変更はございません。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは質疑を求めます。言うなれば何でそういう名前にしたかというのがあります。

西崎下水道課課長補佐 理由については特に、いろいろ国の資料等を確認したんですけども、理由についてまでは書かれたものがございませんでした。国の方針として変わったものと考えております。

中村博行委員長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って、討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。議案第126号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成ですので、議案第126号は可決すべきものと決しました。続けて参ります。審査番号の7番、議案第127号山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

井上建設部次長兼下水道課長 それでは、議案第127号山陽野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は施設維持管理の効率を図るため、令和3年4月1日をもって、3か所の農業集落排水施設のうち、小野田西地区農業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ統合することに伴うものでございます。この度の統合事業について、お配りしております資料で御説明をしたいと思います。A4の資料を右肩に資料1と書かれたもの、それから、A3で図

面、資料2と書いたものをお配りしておりますが、お手元にございますでしょうか。では、まず資料の1のほうを御覧ください。事業の概要でございますが、小野田西地区農業集落排水施設は、平成4年度に事業着手し、平成7年7月から供用を開始しております。これまで、農業用排水の水質保全や農村の生活環境改善等に寄与してきたところですが、人口減少による使用料の減収や、施設の老朽化による維持更新費用の増大が課題となってきております。このような中、平成28年度に策定いたしました汚水処理施設整備構想において小野田西農業集落排水施設の維持更新費用と公共下水道へ統合する場合の長期的な経済の比較を行った結果、統合したほうが有利と判定されました。この結果を受け、平成29年度から公共下水道への統合に向けて事業着手し、令和3年4月からの統合に至ったものでございます。2の小野田西地区農業集落排水施設の概要でございますが、一緒に配っております資料2の図面と併せて御覧ください。小野田西地区農業集落排水施設は、高泊地区の後潟上から南高泊までの南北に細長いエリア約50ヘクタールを処理区域といたしまして、干拓の一番南にございます終末処理場で汚水処理を行っているところでございます。令和2年3月末時点で水洗化人口は1,167人、526世帯となっております。次に統合までのスケジュールでございますが、平成28年度に、汚水処理施設整備構想におきまして、公共下水道へ統合有利と判定され、平成29年度に国県に対しまして、当該施設の財産処分手続を完了いたしました。同年、小野田西地区を公共下水道の事業計画区域に取り込む計画変更いたしました。平成30年度には接続工事に係る詳細設計を実施し、令和元年度から接続工事に着手しておりますところでございます。再度、資料2を御覧いただきたいと思います。簡単に御説明をさせていただきます。図の中をオレンジ色に着色した部分が、小野田西農業集落排水施設の処理区域、約50ヘクタールの区域になります。現在、処理区域内の水は、右の下に青い点線で作っておりますけれども、おおよそ各所からこの位置に集まってまいりまして、青い破線の部分を通して、一番下にあります農業集落排水の終末処理場に流れておりまして、ここで処理をして、海に放流をしております。この

度の接続工事は図の中の赤い実線で示す部分でございまして、赤い丸のところマンホールポンプ切替えと書いておるところを分かりいただけるかと思いますが、ちょうどこの部分に、マンホールポンプの入ったマンホールを新たに作りまして、既存の農業集落排水の汚水をそこに接続し、ポンプで約500メートル丘を上って圧送して、そこにあります既設の公共下水のマンホールに流入させ、その後、赤い破線でのルートですと流れてきまして最終的には小野田水処理センターで処理するというルートになってございます。以上がこの度の切替え工事の概要になります。以上の接続工事が本年度中に完成いたしますので、令和3年度から公共下水道への統合、供用開始となる予定でございまして、また戻りまして、資料1の4番につきましては、次の議案になりますので、またそのときに御説明をいたします。再度、この議案を御覧いただきたいと思っております。議案の裏面に新旧対照表を掲載しております。御覧のとおり、新旧対照表の右が改正前左が改正後でございまして、排水施設の一覧から小野田西地区農業集落排水施設を削除するという改正になってございます。なお、既存後の二つ、仁保の上地区農業集落排水施設の地番のところ、処理場の位置のところ、改正前が大字有帆ハイフンの1となっておりまして、右側に大字有帆の2、217番地の1、同じく福田地区につきましては、大字埴生の172番地の8を大字埴生172番地の8、正確なものにこの度の改正に併せて修正をさせていただいております。以上、議案の御説明になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長　それでは質疑を求めます。従来から小野田西を公共下水につなぐということは聞いておりましたけども。

高松秀樹委員　この地図の既設マンホールってありますよね。この場所ってのは、高泊神社のどの辺になるんですか。

井上建設部次長兼下水道課長　この場所は、郷のバス通りをお分かりいただけ

ますか。高泊公民館のほうに行く道。あれから左折をしていただいて、200メートルぐらい行ったところ、ちょうどここが尾根のあそこはちょっと上がって、干拓のほうに下るんですけど、その頂上の辺りのところに既存のマンホールがございます。

高松秀樹委員 これに伴って終末処理場が廃止だと書いてあるんですが、これ廃止の後はどういうふうになるのでしょうか。

井上建設部次長兼下水道課長 跡地につきましてはまず、来年度、槽にたまっている汚泥を全部引き抜きまして、消毒までして一応きれいな状態にします。その後は上の機械等を撤去して、一応防災施設、防災倉庫等に利用する計画をしております。

宮本政志委員 同じく資料2でこの圧送管の100ミリ、500メートルの長さって既存で既に入っているってことですかね。

井上建設部次長兼下水道課長 令和元年度で整備して、2年度も少し整備してということで、今回新たに整備した部分になります。令和元年度の繰越し分はもう工事完了しました。今年度は発注済みでございまして、3月いっぱいまでで残りの部分を完成させて供用開始になります。

宮本政志委員 地図はすごく縮尺で書いてあるんで、家の上を何軒か赤線が通っているような感じなんなんですけど、敷地内がどうこうじゃなくて、ちゃんと道路に埋設しているんですよね。もちろんでしょうけど。

井上建設部次長兼下水道課長 ちょっとずれていました。申し訳ございません。小さい図面に赤を塗ったので全然ちょっとルートが違っておりました。申し訳ございません。

藤岡修美副委員長 ちなみに集排区域の計画汚水量とマンホールポンプの能力

を教えてくださいのと、既存の公共下水道に集落排水地区を小野田西地区の排水を持って行って、それがクリアできているのか、もともとその計画にあったのか。説明をお願いします。

井上建設部次長兼下水道課長 計画汚水量と新しく付けるポンプの能力につきましては、資料を持ってきていないので後ほど準備したいと思います、それだけのものを接続して流しても能力的には全然問題がないという計算になっております。

宮本政志委員 今の副委員長の質疑に関連して、これは雨水併用じゃなくてあくまで汚水だけですよね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

岡山明委員 この資料の1で計画人口等水洗化率というのは1,982戸、1,167名で700名ぐらいの人数差があるんですが、農業集落排水からこの下水に切り替えると住民に話をされたときに、私も下水に乗り替えようとかで、水洗化率が上がったとかありますか。

井上建設部次長兼下水道課長 家を新築されたとか新たに接続をされるっていうのがございますけれども、農業集落排水から公共下水に切り替わるからという理由で接続をされたという例はございません。

中村博行委員長 これによって、公共下水道の整備の比率というのはどのぐらい上がりますか。

井上建設部次長兼下水道課長 約2%上がります。

中村博行委員長 トータルで幾らになりますか。

井上建設部次長兼下水道課長 57.2%くらいだったと思います。

中村博行委員長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切り、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決に移ります。議案第127号山陽小野田市農業は集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 したがいまして議案第127号は可決すべきものと決しました。続けて参ります。審査番号8は、議案第128号山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明してください。

井上建設部次長兼下水道課長 それでは、議案第128号山陽野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。今回の改正の内容は2点ございます。1点目は、議案第126号の下水道条例と同じく、延滞金の特例割合の名称等が変更されたことによる所要の改正でございます。2点目は、議案第127号で御審議いただきました、小野田西地区農業集落排水施設を廃止し、公共下水道に統合することに伴い、統合後の下水道事業受益者負担金の取扱いについて経過措置を定めるものでございます。具体的な説明は、先ほどお配りしました資料1の4のところを御覧いただきたいと思います。下水道事業受益者負担金の取扱いについてというところに記載がございますが、公共下水道におきましては、下水道が整備され、供用を開始した区域の土地の所有者の方に対して、受益者負担金を賦課しております。この度、小野田西地区農業集落排水施設を公共下水道に統合することに伴い、当該処理区を公共下水道の処理区として供用を開始いたしますが、現在の小野田西地区農業集落排水施設の利用者の方は、平成4年度から平成8年度に掛けて、旧野田市の農業集落排水事業分担金徴収条例に基づいて分担金を賦課徴収済みであることから、新たに受益者負担金を賦課しない経過措置を定めるものでございます。再度議案を御覧ください。

これらの経過措置を附則の第7項として加えるものでございます。なお、施行日につきましては、延滞金に関する規定は令和3年1月1日とし、受益者負担金の経過措置に関する規定は令和3年4月1日としております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 質疑を求めます。

宮本政志委員 議案の7項のところが資料1の4だと思うんですけど、既に徴収済みってこの農業集落排水事業分担金が平米当たりなるのかな。下水道負担金は平米当たり260円と思いますけど、それと同じ額なんですか。

西崎下水道課課長補佐 農業集落排水の分担金につきましては、当時、整備をした事業費を利用者の人数で割って分担金を支払っていただいています。公共下水道は面積当たりで賦課をさせていただきますので、取扱いが違う状況というふうになっております。

宮本政志委員 そうすると、通常であれば、下水が来たときに負担金が平米当たり260円ですよ。既に払った方々はそれで試算した場合に多く払っていらっしゃるんですか、それとも少なく払っていらっしゃるんですか。

西崎下水道課課長補佐 負担の状況でございますけれども、大体、農地等々があつたりしますけれども、一般家庭の土地の宅地の面積が大体70坪ぐらいになります。当時、農業集落排水の分担金をお支払いただいた金額が約7万円ぐらい。公共下水道で単価260円で70坪の場合ですと、約7万円ぐらいですので、大体同じぐらいの金額の御負担になっておるといふような状況でございます。

宮本政志委員 多く払っていらっしゃるっていう方はいないという解釈でいい

んですか。

西崎下水道課課長補佐 算出根拠が違うので、全く条件が同じではないですから、不公平がないと言えればあれですけど、もともと農業集落排水というのは、事業をしてここに加入したいという手を挙げた方の汚水処理をする事業でございます。農業集落排水の事業をするに当たって、利用する方から分担金として一部を負担いただくという制度になっておりますので、公共下水は市で整備して、その工事費の一部を負担いただきます。少し分担金と負担金で名称も違いますし、負担をいただくっていう趣旨が違うものなので、基本的に金額だけを比べると大体同じぐらいの金額だったなというふうに算出はしております。

宮本政志委員 ということはそういったことに関してこの地域の方々からのクレームはなかったってことでよろしいですね。

西崎下水道課課長補佐 それはございません。

藤岡修美副委員長 小野田西地区で集排につないでおられる家はいいんですけど、新たに宅地に家を建てるとか、下水につなぎたいというときは、受益者負担金は取られるんですか。

西崎下水道課課長補佐 公共下水道に供用開始した以降につきましては、下水道の受益者負担金、この条例に基づいて、平米当たり幾らで、受益者負担金を頂くようになります。

岡山明委員 そうすると、資料1の4番の分ですから、平成4年から平成8年にかけてということでそういう集落排水の分担金を収集されたと。平成8年以降に新築された場合は土地を購入した場合はその都度、分担金は払っているということですね。

西崎下水道課課長補佐 支払済みということになります。

中村博行委員長 ほかはよろしいですか。それでは質疑ありませんので打ち切って、討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決に移ります。  
議案第128号山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第128号は可決すべきものと決しました。45分まで休憩しましょう。

---

午前11時40分 休憩

---

---

午前11時45分 再開

---

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。次に、審査番号10、番議案第112号令和2年度山陽小野田地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）について説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、令和2年度地方卸売市場特別会計補正予算について、農林水産課から御説明いたします。補正予算書4ページ、5ページをお開きください。今回の補正は、令和元年度決算が確定したことに伴う補正で、繰越金が増額したことで繰入金を減額するものです。具体的には3款1項1目繰越金14万円の増額と2款1項1目一般会計繰入金14万円の減額です。結果、歳入総額は1,065万7,000円のまま変わらない状況です。以上御審議のほどよろしく願います。

中村博行委員長 それでは質疑を求めます。よろしいですね。それでは、討論

ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので、採決に移ります。議案第112号令和2年度山陽小野田地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第112号は可決すべきものと決しました。以上で午前中の審査を終え、午後は13時から再開いたしますので御参集よろしくお願いたします。休憩に入ります。

---

午前11時50分 休憩

---

---

午後1時 再開

---

中村博行委員長 それでは委員会を再開します。

桶谷公営競技事務所長 議案第114号令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について御説明いたします。今回の補正は、決算を見込んで、重勝式発売収入とミッドナイトレースの発売収入を増額するとともに、あわせて新型コロナウイルス感染症対策に関連し予算額を調整するものです。最初に予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも30億8,344万3,000円を追加し、予算総額を196億1,147万円とするものです。それでは、最初に歳入から説明いたします。5、6ページをお願いします。1款1項1目入場料収入は、スタンド4階にあります特別席の入場料収入を270万円減額しています。この特別席は、新型コロナウイルス感染症対策として、構造上十分な換気ができないことから、有観客再開後も閉鎖しています。年明けの1月以降は、この特別席を御利用いただけるよう、現在、関係者と協議を重ねているところです。続きまして、1款1項2目勝車投票券発売収入は、重勝式とミッドナイトレースの発売収入を合わせて30億

8,750万3,000円増額しています。内訳は、重勝式が19億6,612万2,000円、ミッドナイトレースが11億2,138万1,000円となります。補正額につきましては、これまでの発売実績額等を勘案するとともに今後のレース日程等も念頭に置き計上しています。重勝式につきましては、「広告」が売上げの重要な要素となることから、現在、大手出版社をはじめとして広告連携を積極的に進めています。一方、ミッドナイトレースですが、これまで、新型コロナウイルス感染症対策や台風の影響により5日中止としました。こうした中、今年の夏のレースからは、山陽場での特色あるレースの実施、お客様の当たりやすさの追究、重勝式車券の発売動向、これら3つの視点から、業界初となる6車立9レースを実施しており、これらが相乗効果を発揮している状況です。なお、重勝式の会員数は、令和2年10月末で216,090人となっています。続きまして、1款3項1目財産運用収入ですが、建物貸付収入を136万円減額しています。これは、食堂などの建物貸付料について、新型コロナウイルス感染症対策として無観客で開催していた3か月間と、有観客として再開したものの、食堂などを御利用されるお客様が減ったことを受け、10月以降の半年間、合計9か月間の貸付料を全額免除としたことによるものです。続きまして、歳出について御説明いたします。7、8ページをお願いします。1款1項1目一般管理費は、9節普通旅費86万8,000円と14節通行料1万7,000円を減額しています。これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、予定されていた会議等をウェブ会議等に切り替えたため、不用額を減額とするものです。続きまして25節積立金ですが、2つの基金を合わせて2億1,038万6,000円増額しています。この金額が、この度の補正により生じた純利益になります。この積立てにより、今年度末の予算上の残高見込みは、財政調整基金が1億7,997万1,000円、施設改善基金が8億194万3,000円となります。続きまして、1款2項事業費は、歳入の重勝式とミッドナイトレース発売収入の増額補正に連動して各予算を増額するものです。まず、13節委託料の上段、発売業務委託料2億1,571万3,000円は、発売の委託先であり

ます日本写真判定（株）に支払うものです。続きまして、照明設備運用業務委託料9,027万7,000円は、（一財）オートレース振興協会に支払うものです。続きまして、インターネット投票業務委託料1億2,529万7,000円は民間ポータルサイト4者に支払う委託料になります。続きまして19節負担金、補助及び交付金は、JKA交付金を4,368万5,000円、開催場負担金を1,082万7,000円増額しています。開催場負担金は、山陽場以外で開催されるレースを重勝式の対象レースとする場合に、当該場に負担金を支払うものです。続きまして、特別拠出金2億1,166万4,000円は、業界決定に基づき全国小型自動車競走施行者協議会へ拠出するものです。続きまして、3目勝車投票券払戻金を21億2,572万2,000円、4目勝車投票券返還金を5,075万7,000円、それぞれ増額しています。続きまして、御配りしております資料の説明に移りたいと存じます。こちらの資料は、今回の補正後の予算をその性質により大きく4つにグループ分けをし、それぞれの収支を仕分けた表になります。今回の補正により金額が変更となる項目は、表の左端に※印を付した箇所になります。上から御説明申し上げます。1の開催に係る収支では、入場料収入とその他収入で建物貸付料を減額しています。続きまして2開催以外に係る収支では、先の第2回補正で調整しました人件費もここの固有経費に計上されています。今回の補正では、普通旅費と通行料を減額しています。続きまして、3重勝式に係る収支でございますが、今回の補正の主たるものになります。全ての項目が変更となっています。最後は、4ミッドナイトレースに係る収支になります。こちらにも、今回の補正の主たるものになり、ほとんどの項目が変更になっています。今回の補正により生じた純利益を基金へ積立していますので、一番下の実質収支改善額（E+F）が大きく伸び4億4,747万6,000円となりました。補正予算の説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、全般になるんですけども、取りあ

えず予算書、予算書から行きましょう。予算書、全般で行きましようね。  
分けていこうか。歳入の5、6ページから受けましようか。

森山喜久委員 1款3項1目の財産運用収入なんですけれど、通常、建物貸付収入というふうな形の分で食堂とかの話が言われたと思うんですが、実際今、何社から通常はこの貸付収入があるのか教えてもらえますか。

村上公営競技事務所主任主事 4社ございます。4社の合計は1月当たり、15万1,120円となっております。

岡山明委員 4社に貸付けという話がありましたので、そうすると今回136万円減という状況なんですけど、9か月間免除していたと。通常1年間で大体金額的に幾らぐらいになりますかね。

村上公営競技事務所主任主事 4社で1年間の合計が181万3,440円となります。

岡山明委員 181万円ということで、今回は136万円、50万円弱ぐらいが差額があるという状況ですよ。

村上公営競技事務所主任主事 そのとおりです。

岡山明委員 今後、今コロナがこういう状況ですから、9か月間の免除という状況なんですけど、これは今後どういう形なるか。これ以降もそういう免除の継続を行うかどうか。

桶谷公営競技事務所長 この度の全額免除につきましては、来年の3月までということで、それぞれ貸し付けされている業者にはお伝えしているところでございます。

岡山明委員 今年度中は減免するという免除するという状況なんですけど、来年以降はまだ、今のところ考えてないと。

桶谷公営競技事務所長 山陽オートが所有をしている建物を御利用されて、そこで使用収益をされていらっしゃると思いますので、来年の4月以降につきましては、基本的には貸付料を頂くということでお話をさせていただいております。

森山喜久委員 ちなみに参考に聞きたいんですけど、一区画幾らというふうな形なんですか、それとも売上げに対してのパーセントなんですか。

村上公営競技事務所主任主事 貸付面積に応じて金額を変えております。

森山喜久委員 それであれば、やっぱり利用者が少なくなればそれだけ収入が減るので、手出しっていうか家賃収入が重く負担になるということで、今回免除の判断したということでもいいんでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 先ほど岡山委員も言われたように、全体で入場者が減ってきている状況の中で、今までどおりの貸付収入であれば、やっていかれる事業者さんのほうも変なところもあるので、そこはまた全額免除とは言いませんけど、ある程度軽減を今後考慮していただけたらなというふうに思います。

桶谷公営競技事務所長 現在の貸付料につきましては、当初、決定をしております貸付料のおよそ28%に相当しております。こうした経緯も含めまして、今後の貸付料の在り方については、検討していきたいと思っておりますが、基本的には、そこで使用収益されていますことに鑑みまして、貸付料は頂く考えを持っております。

中村博行委員長 6車の9レースはいつ頃から始められたんですか。

長村公営競技事務所主任主事 8月の開催のミッドナイトから始めております。

中村博行委員長 それによって、従来よりも1日当たりどのくらい上がりました。何か効果があったっていうことやけど。

長村公営競技事務所主任主事 ミッドナイト単体ですと、7車立てと6車立てでは、7車立てのほうが少し多いです。重勝式とミッドナイトの総額では約1.25倍に増加しています。

森山喜久委員 1款1項1目の2.5積立金なんですけど、これが純利益の部分と言われたというふうに思いますが、今まで二つの債務の解消というふうな形なんですけど、そちらは計画どおり払って行って、積立金に積み立てていくというふうな方針ということによろしいでしょうか。

長村公営競技事務所主任主事 そのとおりでございます。

森山喜久委員 ちょっと予算書にはないんですけど、改修工事の関係の進捗状況はどんな感じか、もし分かれば教えていただきたいなど。

安重公営競技事務所副所長 予定どおり今年度中に基本設計実施設計を策定いたしましたして、粛々と進めていく予定でございます。

中村博行委員長 そうしたら、資料のほうのほうから全般で、こっち側ではもう全般になると思いますので、全般やけどね。これだけ売上げが改善してきたということで、返済計画なんかの見直しというのは今後される予定はありますか。

桶谷公営競技事務所長 おかげさまでこの数年堅調な売上げを維持をしているところでございます。ただいま御質問いただきました収支の改善計画、具体的にはどのぐらいで赤字を解消できるのだろうかという御質問と思っております。ミッドの売上げ、あるいは重勝式の売上げで左右されるところが大きいところではございますが、現在のところ令和14年前後には累積債務を解消し、併せてスタンド改修に必要な基金も一定額を積み上げるという計画を持っております。

中村博行委員長 返済計画は一応変える予定はないということやね。売上げの部分で余裕を持った改修ができると。スケジュール的にね。

岡山明委員 スタンドの改修工事がそろそろ本格的に進んでいくっていう状況になってくると思うんですけど、その辺のスケジュール表をもう一度頂きたいなどに思っているんですけど、その辺はどうですか。

桶谷公営競技事務所長 前回の委員会でお示しをさせていただきましたスケジュールが、基本的には踏襲をされて現在も生きているという感じでございます。ただし、走路改修とスタンド改修を一緒にしたい意向がある旨は御説明をさせていただいておりますが、その辺りの調整によりまして若干スケジュールが前後するという可能性がございます。

中村博行委員長 走路改修と前回のスケジュール表の中に走路改修も一応入っていたんかいね。

桶谷公営競技事務所長 前回御説明をさせていただきましたスケジュール表には、走路改修は入れておりません。

中村博行委員長 そうしたら、改めてスタンド改修と走路改修のスケジュール、そういったものが出せますか。

桶谷公営競技事務所長 特に走路改修につきましては他場も同じように改修を控えておりまして、それらの改修は重ならないようにする必要がございます。現在そうした調整の作業に入っております。したがって、走路改修がいつ頃になるかというのが決定するのは、もう少し先になります。

中村博行委員長 分かった時点でね。

岡山明委員 今回、重勝式とミッドナイト、3番、4番と分かれていますけど、今ずっとどこも皆上がってきたんですね。収益が伸びてきていますよね。その辺の将来的な推移っていったらおかしいんですけど、目安みたいなのは何かありますか。ちょっと大変難しい問題なんですけど。

長村公営競技事務所主任主事 売上げを担保するという事は正直非常に厳しいかなと考えています。やはり業界全体で施行者が5施行者と中央団体にJKA等ございますけれども、引き続きミッドナイトレース、重勝式とネットが売れている中で、最低でも現状維持、微増させていくために5年ごとに中期基本方針という形で戦略を練る会議で各施行者でアイデアを出しながら、売上げ向上に努めていきたいと考えております。

中村博行委員長 ちょっと傾向として先ほど会員数が21万人ぐらいでいらっしやっただけでも、この傾向というのはどんなんですか。例えば、今年の4月の時点で。

村上公営競技事務所主任主事 民間ポータルが全部で4社ですけども、令和2年度10月末現在で154万7,335名の会員数となっております。令和元年度末と比較しますと会員数が36万4,380名増加となっております。伸び率でいきますと30.8%となっております。

中村博行委員長 さっき21万人と言われたのは重勝式の会員ね。あれのほう

の伸び率はどうなっていますか。

村上公営競技事務所主任主事 重勝式も令和2年10月末と令和元年度末を比較しまして、伸び率が17.9%となっております。

中村博行委員長 今年度の予定からすると、包括的民間委託料と収益保証は当初の予定どおりというふうに考え、当初というか最初に決まった金額に近いというか、ほぼその金額と思うんですけど、そういう解釈でいいですか。

桶谷公営競技事務所長 この度の補正につきましては重勝式とミッドナイトレースを補正をいたしております。一方、ただいま御質問いただきました包括に関わる部分につきましては、昼間の通常開催ということになります。昼間の通常開催につきましては、この12月にG1のスピード王決定戦を控えておりますので、これが終わりますとある程度、年間の見込みというのが出るのかなというふうに思っております。先ほど質問いただきました包括の委託料でございますが、現在のところほぼ当初予算に近いような数字になるのではないかと思っております。

岡山明委員 トータルの伸び率が30%ですかね

中村博行委員長 ポータル。トータルじゃなくて。

村上公営競技事務所主任主事 民間ポータルの会員数です。

岡山明委員 重勝式とミッドナイトの売上げが金額的に52億円、43億円という状況ですが、売上構成の比率の推移はどういう状況ですか。

村上公営競技事務所主任主事 全体の売上げの割合なんですけど、ミッドナイトが伸びているという関係で、民間ポータルの割合が増えている状況と

なっております。

岡山明委員 売上げの割合でいくと、重勝式とミッドナイトの二つありますよね。これが全体の収益の何パーセントに当たるか。また、ミッドナイトがスタートしてその割合の推移がどうか。

長村公営競技事務所主任主事 大体全体の中でいくと3.6億円ぐらいです。

岡山明委員 それぞれの売上比率は。

桶谷公営競技事務所長 単純に、昼間の通常レース、そして重勝式、そしてミッドナイトレースと大きく三つに分けた場合に、昼間の通常レース46.9%、重勝式が29.1%、ミッドナイトレースが24.0%になります。

岡山明委員 ミッドナイトがスタートしてからこの比率は大体同じで推移しているということでもいいですか。極端に重勝式が増えた、ミッドナイトが増えたという状況でもないか。

中村博行委員長 さっきの説明からすると重勝式とミッドナイトが伸びてきているという認識でいいね。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第114号令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第114号は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。45分まで休憩しましょう。

---

午後 1 時 3 7 分 休憩

---

---

午後 1 時 4 5 分 開会

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは次に、  
審査番号 1 1 番、議案第 1 2 4 号山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を  
廃止する条例の制定について説明を求めます。

村田商工労働課長 それでは、議案第 1 2 4 号山陽小野田市勤労青少年ホーム  
条例の廃止について御説明いたします。小野田勤労青少年ホーム及び山  
陽勤労青少年ホームにつきましては、現在、勤労青少年の利用が全体利  
用者の僅かにとどまっており、ほとんどが公民館的な利用と変わらない  
状態になっていること、平成 2 7 年の法律の一部改正により、勤労青少  
年ホームの設置根拠となる条文が削除されたことなどの理由から、令和  
2 年度末をもって閉館する方向で準備をしており、当条例につきましても  
廃止しようとするものです。今後の方向性としましては、小野田勤労  
青少年ホームは高千帆公民館と併設となっていますので、そのまま施設  
を高千帆公民館に移管したいと考えています。山陽勤労青少年ホームは  
老朽化により雨漏りがひどく自動ドアも動かなくなるなど、施設自体に  
限界が来ていることから、建物の解体を予定しております。当ホームの  
利用者の皆様につきましては、小野田勤労青少年ホームは高千帆公民館  
に施設を移管する予定ですので、利用者に影響はなく、山陽勤労青少年  
ホームは現在、利用者の皆様がほかの施設で継続して活動ができるよう  
関係課と連携しながら調整しており、来年の 4 月からスムーズに移動で  
きる予定となっております。なお、3 月 3 1 日までは勤労青少年ホーム  
の申請が可能となる状況であるため、小野田勤労の申請や手続等の規定  
は高千帆公民館として有効であることを附則第 2 項に規定しています。  
また、第 3 項になりますが、山陽小野田市公民館条例では、公民館の使  
用料については勤労青少年ホームに規定する額としていましたが、勤労  
青少年ホーム条例が廃止となるため、公民館条例に使用料の一覧表を規

定するようにしています。説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

森山喜久委員 それでは勤労青少年ホームの関係で山陽勤労の関係で、今関係団体と話が進んで来年4月からスムーズに移行ということですが、一応全団体とはもう話は協議済みということによろしいでしょうか。

村田商工労働課長 この4月に全団体にアンケートを取りまして、そのアンケートを基に希望を出していただきまして、他の施設と調整いたしまして、今、全ての団体が来年4月でスムーズに移行できる準備は整っております。

森山喜久委員 アンケートでそれぞれ希望、第1希望とか第2希望とかで出されたのかなと思うんですが、もう大体のところは第1希望どおり行ったということによろしいですかね。

村田商工労働課長 これは当初から説明させていただいていますが、厚狭公民館も利用者が多くて、勤労青少年ホームの利用者が希望どおりに移動するというのはなかなか難しいという状況ではありますが、1団体ずつ移動先を提示させていただきまして、御不満はあるかと思いますが、御理解は全部頂いております。

恒松恵子委員 青少年ホームから高千帆公民館に利用変更するに当たり、利用料については同額と考えていいんですか。

村田商工労働課長 利用料についてはそのまま同額で移行されます。

中村博行委員長 これは市の個別施設計画にのっとり、順調にこれを履行す

るということによろしいですかね。

村田商工労働課長 そのとおりです。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第124号山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 したがいまして、議案第124号は可決すべきものと決しました。それでは、続いて審査番号12番、議案第125号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明してください。

村田商工労働課長 それでは議案第125号の山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正する条例の制定について御説明いたします。お手元の資料、山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御覧ください。この法律は、地域未来投資促進法という通称がありますので、この通称を使って御説明させていただきます。まず、1の概要ですが、地域の企業が事業を拡大して、その事業拡大によって周辺にもよい影響を与えること。取引額の増加、売上げの増加、従業員の雇用、従業員の給与の増加といった波及効果が見られる場合に支援措置が受けられるというものです。2の地域未来投資促進法に係る支援措置の流れですが、国の方針に基づいて山口県が基本計画を作成し、その計画について国が同意します。この県の基本計画に基づいて事業者が地域経済牽引事業計画を作成して県が承認すれば、事業者は支援を受けることができます。山口県では平成29年度に国から基本計画を承認されており、これを受けて、本市では平成30年度に当条例を制定して、

該当する事業者が支援を受けることができるようにしています。3、主な支援措置ですが、国税、県税の特例措置、融資を受けやすくなるなど、いろいろな支援措置がありますが、市に関係あるものは固定資産税の課税免除です。事業者が県の承認を受けた場合に、整備した建物、土地、構築物に対して3年間の固定資産税の課税免除の支援を受けることができます。4、改正点ですが、この度、地域未来投資促進法の改正に伴い、当条例の第2条第3項にあります地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の題名について、条ずれ対応を行うものです。法律第25条が第26条になります。また、課税免除の期限を平成35年から令和5年に修正いたします。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長　それでは質疑を求めます。

森山喜久委員　平成30年度に本市でも当条例を制定したというふうにあるんですけど、実際今該当する事業者が何社あるか教えてもらえますか。

村田商工労働課長　該当する事業者が何社かということとは分かりませんが、一定の要件がありまして、それを満たせば、どの事業者でもこの支援を受けることができるようになります。申請件数は、今県全体で56件が県の承認を受けておりまして、本市では4件の承認があります。いずれも製造業の工場増設に伴うもので、市内工場が申請されています。

中村博行委員長　条ずれはしようがないしね。いいですか。ないようですので質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、採決に移ります。議案第125号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第125号は可決すべきものと決しました。以上で全ての審査を終了いたしましたので、産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後1時55分 散会

---

令和2年（2020年）12月1日

産業建設常任委員長 中 村 博 行